

第 5 回草津市農業委員会総会
会 議 録

令和 5 年 1 1 月 1 0 日

第5回農業委員会（総会）

令和5年11月10日
午後1時30分から
市役所 行政委員会室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 報告第26号
農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）… 2件
- 第 3 報告第27号
農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について（報告）… 2件
- 第 4 報告第28号
農地法第18条第6項の規定による賃借権の解約通知について（報告）… 2件
- 第 5 報告第29号
農地利用変更届出について（報告）… 1件
- 第 6 議 第47号
農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 5件
- 第 7 議 第48号
農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 2件
- 第 8 議 第49号
農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 2件
- 第 9 議 第50号
土地改良事業参加資格者交替の申出につき、承認を求めることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 1件
- 第 10 議 第51号
草津農業振興地域整備計画の変更(編入)につき、議決を求めることについて

提案説明、案件に対する質疑、採決 … 1件

第 11 議 第52号

農用地利用集積計画【農地中間管理権】(案)の決定につき、意見聴取することについて

提案説明、案件に対する質疑、採決 … 1件

第 12 議 第53号

農用地利用集積計画(案)の決定について

提案説明、案件に対する質疑、採決 … 1件

1. 農業委員

・会議に出席した委員

1 番	奥村 厚夫	2 番	我孫子 利和	3 番	杉江 善博
4 番	角井 廣司	5 番	中島 春樹	6 番	中瀬 康夫
7 番	今井 修	8 番	田中 実	9 番	田中 治嗣
1 0 番	田中 廣之	1 1 番	中島 健一	1 2 番	木下 弥生
1 4 番	堀 裕子				

・会議に欠席した委員

1 3 番 奥村 次一

2. 農地利用最適化推進委員

・会議に出席した委員

1 番	辻 善一	2 番	田村 茂	3 番	中野 孝彦
4 番	山本 光作	5 番	佐山 末男	6 番	山岡 康一
7 番	山本 隆臣	9 番	片岡 正春	1 0 番	一浦 秀樹

3. 事務局

・会議に出席した職員

事務局長 相井 義博 参事 服部 英亜 主任 宇野 耀

農林水産課

課長 田中 昌高 主査 古田 実那 山元 一子

事務局長 では、定刻となりましたので、只今から第5回草津市農業委員会総会を開催いたします。

 当面、感染症対策として適宜、換気のため窓・扉の開放を行いますこと、ご了承ください。

 そして、会議途中に、体調がすぐれず、発熱の疑いがある場合、無理せず、お申し出いただきますよう、併せてお願いいたします。

 本日、13番 奥村次一委員が欠席されておりますが、出席委員は14名中13名で、定足数に達し、総会が成立しておりますことを御報告いたします。

 また、本日は傍聴の方はおられません。

 なお、議案説明については、個人情報関係から個人が特定されない表現で説明等を行いますので、御了承願います。

 本日は、総会終了後に農林水産課から「地域計画にかかる説明」、続いて人権センターから「同和・人権研修」、最後に、「タブレット端末操作研修」を予定しております。

 本日も長時間となりますことから、円滑な審議にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

事務局長 では、農業委員会憲章の唱和を行いますので、ご起立願います。

 私が、前文を私が読んだ後、「一、農業委員会は」と申し上げますので、続く文書の唱和をお願いします。

 (農業委員会憲章の唱和)

事務局長 ありがとうございました。それでは、中瀬会長よろしくお願いいたします。

会長 みなさまこんにちは。公私ともにお忙しい中、また足元が悪い中総会にご出席いただきましてありがとうございます。暑い日が続いておりましたけれども、今日の雨を境に寒くなってくるということでございます。体調等にお気をつけいただきたいと思っております。

 ただいまから、第5回 草津市農業委員会総会を開会します。

 本日の議事日程は、予め、お手元に配布いたしました通りであります。

会長 それでは、これより日程に入ります。

 日程第1会議録署名委員の指名を行います。

 会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、議席番号5番 中島春樹委員、議席番号10番 田中廣之委員、以上の兩人を指名いたしま

す。

会長 次に、日程第2報告第26号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について」番号1番と2番の案件を議題とし、事務局より報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 報告第26号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の自己使用目的に伴う転用です。

今月の届出は、2件です。議案書は、2ページでございます。

番号1番は、追分四丁目地先に住所を有する届出人が共同住宅の建設を目的として、届出人が所有する追分三丁目地先の地目田、現況畑1筆338㎡を転用されようとするものです。

届出地は、西側から乗り入れする計画で、地ならし程度の造成工事となります。

隣接地は高低差がないため、コンクリートブロック等境界工を行われます。

雨水排水は、申請地西側に新設する集水桝に向けて勾配を付け、敷地西側の道路側溝へ放流されます。

隣接地は、宅地・道路であり、農地の所有者は申請人であるため隣地承諾が必要な農地はございません。

番号2番は、上笠四丁目地先に住所を有する届出人が露天駐車場として、届出人が所有する上笠一丁目地先の田3筆計1,106㎡、地目田、現況公衆用道路2筆計79㎡総計1,185㎡を転用されようとするものです。

届出地は、北東側から乗り入れする計画で、最大80cm程度の造成工事となります。

高低差が生じる西側、東側の一部はのり面仕上げにて対応されます。

雨水排水は、申請地東側に新設する集水桝に向けて勾配を付け、敷地東側の水路へ放流されます。

隣接地は、田・水路・転用済み田であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番は10月23日付、番号2番は10月3日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長

発言が無いようですので、報告第26号を終わります。

会長

次に、日程第3報告第27号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について」番号1番から2番までの案件を議題とし、事務局より報告事項の朗読と説明を願います。

事務局

報告第27号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の届出は、2件です。議案書は、3ページでございます。

番号1番は、岐阜県岐阜市に事業所を構える、医薬品販売事業者である借受人が薬局店舗として、貸渡人の所有する矢倉三丁目地先の畑1筆240㎡を賃貸借にて借受け、転用されようとするものです。

届出地は、畑地であり、地ならし程度となります。

雨水排水は、敷地内に設置した雨水枡から西側の道路側溝へ放流されます。

隣接地は、宅地・道路・里道・地目畑、現況宅地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

番号2番は、大津市に事業所を有する不動産業者である譲受人が、分譲住宅駐車場として、譲渡人が所有する、上笠一丁目地先の田2筆計787㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

届出地は、北側の道路高に合わせるように、最大1.5m程度の盛土を行われます。

東側、西側、南側は土留め工として擁壁を設置されます。

雨水排水は宅地及び駐車場に設置する雨水枡より、新設する道路側溝を通じて、北側の道路側溝へ放流されます。

隣接地は、道路・水路・転用済みの田であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

最後に、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番は、10月5日付、番号2番は、10月3日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。
発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第27号を終わります。

会長 次に、日程第4報告第28号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について」番号1番と2番を議題とし、事務局から報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 報告第28号農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について説明させていただきます。

この通知は、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約にかかるものであり、農地の賃貸借権の設定を解除する場合に、農業委員会に届出をしていただくものであります。

今月の届出は、2件です。議案書の4ページをご覧ください。

番号1番は、馬場町に住所を有する、賃借人は賃貸人が所有する馬場町地先の田2筆計683㎡に対して、農地の賃貸借権の設定をしておりましたが、合意解約がなされました。

理由といたしましては、賃貸人の希望によるものです。

番号2番についても、馬場町に住所を有する、賃借人は賃貸人が所有する馬場町地先の田3筆計1,222㎡に対して、農地の賃貸借権の設定をしておりましたが、合意解約がなされました。

理由といたしましては、賃貸人の希望によるものです。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第28号を終わります。

会長 次に、日程第5報告第29号「農地変更届出について」番号1番を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 農地変更届出について説明いたします。
この届出は、田から畑へと利用形態および地目を変更されようとするものです。
今月の届出は、1件です。議案書は5ページをご覧ください。

番号1番は、届出人たる、本人が共有する新堂町地先の田1筆835㎡について変更届を提出されました。

申請地は、10cm程度の盛土が行われます。

畑へと変更された後は、果樹、露地野菜、花を栽培される予定です。

以上1件、添付書類等を確認いたしました。不備等はありませんでしたので、番号1番は6月15日付けにて受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますよう、願います。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第29号を終わります。

会長 次に、日程第6議第47号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から5番までの案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第47号農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。
この申請は、農地の権利移転・権利設定にかかる申請です。

今月の申請は、5件です。議案書は、6ページから7ページです。

番号1番は、野路町に住所を有する譲受人が、譲渡人所有の野路町地先の田1筆117㎡を贈与にて取得されようとするものです。

譲渡人と譲受人は親族であり、かねてより申請地を譲受人が耕作されており、今般、贈与の話がまとまったため、本申請をなされました。

栽培計画については、畑で露地野菜を栽培される計画です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、営農計画を確認したところ、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、生産組合長より同意をいただいていることから、問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

番号2番は、南笠町に住所を有する譲受人が、譲渡人が所有する南笠町地先の田1筆310㎡を売買にて取得されようとするものです。

申請地はかねており、耕作放棄地となっており、売却を望まれておりました。

隣接地を所有する譲受人と売買の話がまとまったため、本申請をなされました。

栽培計画については、果物を作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、お住まいの地域であり問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

番号3番は、南笠東三丁目に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、南笠町地先の地目田、現況畑4筆計2,932㎡を売買にて取得されようとするものです。

申請地はかねてより、耕作に供しておらず、申請人に農地として復旧するように指導しておりました。

今般、農地として耕作を開始されることになり、譲受人が畝をたて、耕作を開始されたため、本申請が提出されました。

栽培計画については、露地野菜を作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、営農計画を確認したところ、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、生産組合長より同意をいただいていることから、問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

議案書7ページをご覧ください。

番号4番は、下寺町に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、下物町地先の田1筆1,156㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲渡人は、高齢であることから耕作ができず、申請地を手放したいと考えておられたところ、地域の担い手である、譲受人と話しがまとまり、売買にて移転されることになりました。

栽培計画については、水稻を作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、生産組合長より同意をいただいていることから、問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

番号5番は、追分五丁目に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、志那町地先の田2筆5,984㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、所有する農地が開発に供されることになり、代替え地をさがし

ていたところ、売却の意向があった譲渡人との間で話がまとまり、本申請をなされました。

栽培計画については、水稻を作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、生産組合長より同意をいただいていることから、問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

以上、許可申請5件につきまして、添付書類等を確認いたしましたが、不備等はないものと考えますので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番から3番までの案件につきましては、議席番号3番委員をお願いします。

3番 1番の案件につきましては、3番推進委員さんと現地確認をさせていただきました。問題はございません。2番の案件も3番推進委員さんと確認いたしました。荒地をきれいにさせていただきました。こちらも何の問題もございません。3番につきましても、事務局からの説明のとおりでございます。以上ご審議よろしくお願いいたします。

会長 番号4番の案件につきましては、議席番号9番委員をお願いします。

9番 4番の案件につきましては、高齢で耕作を続けていくことが困難であるということでございます。事務局からの説明の通りでございます。よろしくお願いいたします。

会長 番号5番の案件につきましては、議席番号10番委員をお願いします。

10番 5番の案件につきましては、10月19日、10番推進委員さんと現地確認を致しました。事務局からの説明のあったとおり、代替え地を探しておられたことで話がまとまったということであります。何の問題もないと考えます。よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。
採決に入ります。
ただいま議題となっております議第47号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から5番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。
よって、議第47号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から5番までの案件を原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第7議第48号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番と2番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第48号農地法第4条第1項の規定による申請について説明させていただきます。
この申請は、市街化調整区域内の自己使用目的に伴う転用です。
今月の申請は、2件です。議案書は、8ページです。

番号1番は、露天駐車場として、駒井沢町に住所を有する申請人が駒井沢町地先の地目田、現況雑種地1筆110㎡を転用されようとするものです。
申請地は、昭和52年頃から駐車場として利用しており、今回、顛末書を

添付のうえ申請がなされました。

顛末案件であるため、新たな造成工事はございません。

雨水排水については、浸透式で対応されます。

隣接地は、宅地・畑・道路であり、農地の所有者からは申請人でありますことから隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、顛末案件であることから事業の目的が確実に果たされると判断されます。

番号2番は、露天駐車場として、芦浦町に住所を有する申請人が芦浦町地先の地目畑、現況雑種地1筆89㎡を転用されようとするものです。

申請人は、農地法に対する認識が乏しかったことから、申請地を造成し、駐車場用地として利用していたことから、今回、顛末書を添付のうえ申請がなされました。

顛末案件であるため、新たな造成工事はございません。

雨水排水については、浸透式で対応されます。

隣接地は、宅地・雑種地・道路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、顛末案件であることから事業の目的が確実に果たされると判断されます。

以上、2件添付書類等確認いたしました。不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号7番委員をお願いします。

7 番 1 番の案件ですが、顛末案件でございます。隣地等も問題ありません。よろしくお願ひいたします。

会長 番号 2 番の案件につきましては、議席番号 10 番委員お願ひします。

10 番 10 月 13 日、申請人の方と現地確認をさせていただきました。事務局から説明がありましたとおりでございます。顛末案件でございます。周囲は、道路・宅地となっており隣地等問題となるところはございません。よろしくお願ひいたします。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上でご発言いただきますよう、お願ひします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。
採決に入ります。

ただいま議題となっております議第 48 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号 1 番と 2 番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第 48 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号 1 番と 2 番の案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第 8 議第 49 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号 1 番と 2 番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願ひます。

事務局 議第 49 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の申請は、2件でございます。

議案書は、9ページから10ページです。

番号1番は、市内（下笠町）で建設業を営む、譲受人が露天資材置場として、譲渡人二名が共有する川原町地先の田1筆1,372㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請人は、市内（下笠町）で建設業を営む事業者であり、市内での資材置場を確保するため、事業所と近傍に存する、申請地を適地と判断し、所有者と交渉していたところ、話がまとまったため本申請をなされました。

申請地は、南側の道路と高さをすり合わせるように、90cm程度の盛土を行われます。

土留め工として東および北側には擁壁を設置されます

雨水排水については、敷地内に設置した水路を通じて、敷地東南側の道路側溝に放流されます。

申請地内の配置計画につきましては、申請地南側から順番に車両、大型車両、建設資材、残土などを配置されます。

隣接地は、田・道路・地目田、現況宅地であり、農地の所有者からは同意を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、融資証明書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号2番は、大路二丁目に不動産業および土木建設業を営む、譲受人が露天資材置場および貸露天資材置場として、譲渡人の4名が各々所有する穴村町地先の地目田、現況原野6筆計1,226㎡、地目畑、現況原野1筆363㎡総計1,589㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請地は、長らく耕作が行われておらず、周囲の山林に浸食され、山林化しておりました。

現在は、雑木の伐採を行われ、原野のような様相を呈しております。

申請人は、今回の申請地周囲の地目山林についても既に所有されており、一体的に資材置場として活用するため、所有者と売買交渉を行ってきたところ、今回話がまとまったため、本申請をなされました。

今回、造成工事等はなく、現況のまま使用されます。

雨水排水については、浸透式とされます。

隣接地は、里道・水路・宅地・地目畑、現況宅地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、残高証明書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上2件、添付書類等確認いたしました。不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長 以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。1番の案件につきましては、議席番号7番委員をお願いします。

7番 現地確認をさせていただきました。事務局からの説明の通りでありまして、隣地承諾もきちんといただいております。問題ないと考えます。ご審議よろしく願いいたします。

会長 2番の案件につきましては、議席番号10番委員をお願いします。

10番 10月9日現地確認を致しました。荒れ果てた土地だったところをきれいに管理していただいております。問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第49号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番と2番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第49号農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、番号1番と2番の案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第9議第50号「土地改良事業参加資格者交替の申出につき、承認を求めることについて」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第50号土地改良事業参加資格者の交替の申出につき、承認を求めることについて説明させていただきます。

今月の申出は、1件です。議案書は11ページです。

この申出は、土地改良事業の参加資格者を交替するため、土地改良法第3条第2項の規定に基づき農業委員会へ申出されるものです。

土地改良事業の参加資格者は、貸借地の場合、原則、所有者ではなく耕作者になります。

耕作者から所有者へと参加資格者を交替するには、農業委員会に交替を申し出いただき、委員会の承認が必要となっています。

なお、平成31年の土地改良法改正により、所有者から耕作者へと交替するには、それまで耕作者から所有者へと交替する場合同様、委員会の承認が必要であったのですが、委員会に届出をすれば足りるということになっております。

それでは、今回の案件について説明させていただきます。

新資格者として申出された方については、現在、草津用水土地改良区の理

事をしていただいておりますが、これまで耕作されてきた田が、大規模開発にかかり転用されることになりました。改良区の理事たる要件に、その改良区の参加資格が必要であることから、貸し付けられている田の一部について、耕作者から所有者へ、資格交替を行われるものであります。

以上1件、土地改良事業参加資格者の交替の申出がございましたので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
 ただいまの、事務局からの説明について、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。
 ただいま議題となっております。議第50号「土地改良事業参加資格者交替の申出につき、承認を求めることについて」賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。
 よって、議第50号「土地改良事業参加資格者交替の申出につき、承認を求めることについて」は原案どおり承認されました。

会長 次に、日程第10議第51号「草津農業振興地域整備計画の変更（編入）につき、意見を求めることについて」を議題とします。

会長 それでは、議第51号「草津農業振興地域整備計画の変更（編入）につき、意見を求めることについて」を議題として、農林水産課より議案の朗読と説明を願います。

農林水産課 議第51号「草津農業振興地域整備計画の変更（編入）につき、意見を求めることについて」説明させていただきます。今回の変更につきましては、農振の編入となっております。編入とは、農用地区域外の白地を農用地区域に入れ農用地または農業用施設用地にすることを指しております。それでは、お配りしております、草津農業振興地域整備計画書（変更協議）をご覧ください

さい。今回農振編入の場所につきましては、草津市山寺町並びに馬場町でございます。本案件につきましては、令和5年5月10日の農業委員会の総会におきまして、編入及び除外におきましてもご審議いただき異議なしというご意見をいただいております。今回一部変更を行う必要がありましたことから、改めてご意見を伺うものでございます。

簡単ではございますが、「草津農業振興地域整備計画の変更（編入）」について説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

会長

以上で農林水産課の説明が終了しました。これから質疑に入ります。

ただいまの農林水産課の説明に対して、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますよう、お願いします。

（質問・意見なし）

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第51号「草津農業振興地域整備計画の変更（編入）につき、意見を求めることについて」を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長

挙手全員であります。

よって、議第51号「草津農業振興地域整備計画の変更（編入）につき、意見を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

会長

次に、日程第11議第52号「農用地利用集積等促進計画【農地中間管理権】（案）の決定につき、意見聴取することについて」を議題としますが、この案件については、議席番号3番 杉江善博委員、議席番号9番 田中治嗣委員、議席番号10番 田中廣之委員の各農業委員は、法人の代表者、本人でございますことから、「農業委員会等に関する法律第31条」に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をいただきます。関係事案の終了後には、再入室いただきます。

なお、議席番号10番 一浦秀樹委員につきましては、農地利用最適化推進委員であり、農地法における審査の議決権が付与されておりませんことから、議事参与の制限には該当せず、退席不要であることを申し添えさせていただきます。

では、議席番号3番 杉江善博委員、議席番号9番 田中治嗣委員、議席番号10番 田中廣之委員の各委員は退席を願います。

(各委員 退席)

会長 それでは、議第52号「農用地利用集積等促進計画【農地中間管理権】(案)の決定につき、意見聴取することについて」を議題として、農林水産課より議案の朗読と説明を願います。

農林水産課 それでは、議第52号農用地利用集積等促進計画(案)について、説明させていただきます。

こちらは、農地中間管理事業の促進に関する法律(平成25年法律第101号)第19条3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画(案)について、農業委員会の意見を求めるものです。

なお、先般送付しております資料から内容を一部変更しております。差替え資料はお手元にお配りしております。変更内容は、色付表示しております。田畑区分を、田から畑に訂正した箇所が1筆、存続期間の始期日を、令和5年12月1日から、令和6年1月1日に訂正した箇所が11筆になります。

お配りしております差替え資料「農用地集積等促進計画(案)令和6年1月28日公告」を御覧ください。

2ページ目は今回の農地利用集積等促進計画による面積の集計でございます。

左上を御覧いただきまして、今回は全体で543筆、計918,350㎡の農地に利用集積等促進計画の申請がありました。

内訳といたしましては、田が537筆で面積は912,396㎡、畑が6筆で面積は5,954㎡です。

続きまして、右の表に移ってください。設定後の累計数値となります。全体の合計筆数は617筆、面積は1,019,689㎡となっております。内訳といたしましては、田が597筆で、1,005,307㎡、畑が20筆で、14,382㎡です。

また、右端の表ですが、今回新たに促進計画を提出する予定の筆数を、設定期間別に集計したものとなります。3年未満が34筆、3年未満6年以上が26筆(うち3年が17筆)、6年未満9年以上が0筆、9年以上12年未満が483筆、計543筆です。

農地の詳細につきましては3ページ目以降に掲載しておりますが、詳細な説明は省略させていただきます。

以上で令和5年12月28日公告予定の、農用地利用修正等促進計画の内

容についての説明を終わります。

御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で農林水産課の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

ただいまの農林水産課の説明に対して、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますようお願いいたします。

(質問・意見なし)

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第52号「農用地利用集積等促進計画【農地中間管理権】(案)の決定につき、意見聴取することについて」を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議第52号「農用地利用集積等促進計画【農地中間管理権】(案)の決定につき、意見聴取することについて」は、原案のとおり決定いたしました。

会長

審議が終了しましたので、議席番号3番 杉江善博委員、議席番号9番 田中治嗣委員、議席番号10番 田中廣之委員の入場を認めます。

(委員再入室)

会長

次に、日程第12議第53号「農用地利用集積計画(案)の決定につき、議決を求めることについて」を議題とします。

それでは、議第53号「農用地利用集積計画(案)の決定につき、議決を求めることについて」を議題として、農林水産課より議案の朗読と説明を願います。

農林水産課

議第53号令和5年11月30日公告分、農用地利用集積計画(案)について、ご説明申し上げます。

こちらは、農業経営基盤強化促進法第18条に、市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。と規定があり、農業委員会の決定を求めるものです。

まず、お配りしております「農用地利用集積計画【利用権設定】(案) 令和5年11月30日公告」をご覧頂きたいと思ます。

1ページめくってもらいまして「利用権設定面積集計」と書かれているページがございます。まず、こちらについて、説明いたします。

今回新たに利用権設定する件数につきましては、左上の表を御覧ください。全体が25筆でして、面積は37,711㎡となります。内訳といたしましては、田が20筆で、面積は32,608㎡、畑が5筆で、面積は5,103㎡です。

続きまして、右の表に移って下さい。設定後の累計数値になります。

全体の合計筆数は3,092筆、面積は4,812,491.15㎡となっております。内訳といたしましては、田が2,935筆で面積は4,691,166.98㎡、畑が146筆で面積は118,041.46㎡、その他が11筆で面積は3,309.71㎡です。

また、右端の表ですが、今回新たに利用権設定する予定の筆数を、設定期間別に集計したものととなります。3年未満が2筆、3年以上6年未満が13筆(うち3年が13筆)、6年以上9年未満が0筆(うち6年が0筆)、9年以上12年未満が10筆(うち9年が5筆)計25筆です。個々の設定につきましては2ページ以降に掲載しておりますが、詳細な説明は省略させていただきます。

以上で令和5年11月30日公告、農用地利用集積計画(案)の内容についての説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で農林水産課の説明が終了しました。これから質疑に入ります。

ただいまの農林水産課の説明に対して、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますようお願いいたします。

(質問・意見なし)

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第53号「農用地利用集積計画(案)の決定につき、議決を求めることについて」を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議第53号「農用地利用集積計画（案）の決定につき、議決を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

会長

以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたものと認めます。

閉会 15時20分

草津市農業委員会会議規程第19条

第2項によりここに署名する

令和5年11月10日

会 長 中瀬 康夫 _____

署名委員 中島 春樹 _____

署名委員 田中 廣之 _____